

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青谷福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、定款第21条によるものとし、次の各号に掲げる報酬等を別表1に定める区分の範囲内で支給する。

- (1) 役員報酬(月額)
- (2) 役職手当
- (3) 賞与

2 理事長報酬については、前項に定める額を基準とするが、その責務等を勘案し、さらに1.0～1.5倍の範囲内で報酬を定めることができる。

3 役員報酬等は、別表1に定める額を基準とし、その勤務形態及び実態に応じて支給する。

4 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人運営にかかる監査業務にあたった場合は、別表1に定める額を報酬として支給する。

5 役員等が、会議及びその任務遂行に必要な活動に従事した場合、別表1に定める額を報酬として支給する。

6 職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(費用弁償)

第4条 役員が、法人業務のため県外に出張した場合の費用弁償は、別途定める社会福祉法人青谷福祉会旅費規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬等は、青谷福祉会従事職員の給与規程第27条に準ずる。
- (2) 第3条4項及び5項の報酬は、その都度支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その勤務実績に応

じた日割り計算とする。

4 3 項により、計算金額に端数が生じた場合は、1 円未満の端数については切り上げる。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(第 3 条)

役職名	報酬額	役職手当	賞与
理事長	月額 350,000 円	報酬額の 14%	報酬の4か月以内
常務理事	月額 260,000 円	報酬額の 12%	報酬の4か月以内
監事	監査業務 10,000 円 会議出席 5,000 円	支給しない	支給しない
理事・評議員等	日額 5,000 円	支給しない	支給しない